

## 朝鮮半島の平和と日本の平和憲法守護のための韓日市民平和会議

2018年3月13日、ソウル

### 核兵器禁止条約の意義と北東アジア非核化の課題

川崎哲\*

#### 北東アジア共通の未来へ

近年、北朝鮮による核・ミサイル開発のエスカレートと、米トランプ政権の軍事的挑発を含む混乱した対応のなかで、北東アジアでは危険の水位がかつてないレベルにまで高まっていました。そうしたなか、韓国文在寅政権の巧みな外交により、南北そして米朝首脳会談の実現への展望が開かれました。私たち市民社会はこの好機をとらえ、地域諸国が向かうべき道筋を大胆に提示すべきときにきています。

今日の朝鮮半島と北東アジアが抱える危機には、かつての日本帝国主義がもたらした混乱と米ソ東西冷戦による分断という2つの歴史的源泉があります。この地域の諸国民はいまだにこれらを克服できていません。日本では、かつての帝国主義や植民地支配を肯定するような言説を政治指導者らが吹聴し、大衆を煽っています。一方、核兵器による相互確証破壊という恐怖の均衡に基づく冷戦時代の安全保障政策の教科書は、今日なお各国の指導者や軍部、また官僚らに、そのまま引き継がれています。

私たちは、こうした歴史的分断に終止符を打ち、共に新たな未来を構想しなければなりません。北東アジアの未来は、人間性に対する信頼と普遍的な平和の理念に基づき、国境をこえた市民社会が責任を共有するものであるべきです。相互対立を煽る国家主義を克服し、軍備競争を協調的な軍縮、互恵的な発展へと転換しなければなりません。

私たちが非核化を唱えるのは、単に、懸念国家たる北朝鮮を封じ込めるためではありません。核兵器がもたらす、人間性を完全否定する凄惨な結末を想起し、そのような恐怖の均衡によってこの地域を安定化させようといいかなる冒険をも排除するためです。私たちは、もっと人間らしい原則に立脚して、この地域の秩序を再構築しなければなりません。日本自身の帝国主義的政策の結末とはいえ、世界で唯一、核戦争の惨害を経験した国の市民として、いかなる国家も、このような非人道兵器を国際交渉の道具に使ってはならないことを強調したいと思います。このような自殺的で破滅的な道具に頼る国がある限り、私たちの地域に持続的な平和は訪れません。

#### 核兵器禁止条約

昨年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択されました。核兵器廃絶に向けた歴史的な扉が開かれたのです。

核兵器禁止条約は、これまで生物・化学兵器や対人地雷、クラスター爆弾が禁止されてきたのと同様に、核兵器を非人道兵器とみなして、その開発、保有、使用、使用の威嚇、配備ならびにこれらの行為を援助・奨励することを禁止する条約です。国連加盟国の3分の2近い122カ国が賛成で成立し、今日までに57カ国が署名、5カ国が批准しています。

この条約の成立を導いたのは、赤十字国際委員会やオーストリア、メキシコなどの諸国による核兵器の非人道性に焦点を当てた国際的な運動でした。2013年から14年には

「核兵器の人道上の影響に関する国際会議」が計3回開催されました。2016年の国連作業部会での議論と同年末の国連総会決議にしたがい、核兵器禁止条約の交渉会議は昨年

\* かわさき・あきら。ピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員  
[pbglobal@peaceboat.gr.jp](mailto:pbglobal@peaceboat.gr.jp)

3月から7月にかけてコスタリカを議長にして開かれました。核兵器廃絶国際キャンペーン（I C A N）を中心とする世界的な市民運動がこのプロセスを後押ししました。ローマ教皇など、世界の宗教者たちもこのプロセスで重要な役割を担っています。

核兵器禁止条約は前文で、広島・長崎の生存者（ヒバクシャ）や世界中の核実験被害者に言及し、いかなる核兵器の使用も国際人道法に反すると明言しています。原子爆弾は、激しい熱線、爆風、放射線によって、都市を壊滅させ、20万人超の命を奪い、生存者たちに長期にわたる後障害と苦しみを強いてきました。これら広島・長崎のヒバクシャの中には、日本の植民地政策の結果として当時現地に暮らしていた朝鮮半島出身者が多く含まれています。戦後、在韓被爆者の多くが自らの権利のために立ち上がり声を上げてきたことは、日本の被爆者を鼓舞し、その声は世界の反核兵器運動を前進させました。

これら核被害者らが果たしてきた役割は、核兵器禁止条約の前文に明記され、評価されました。さらにノルウェー・ノーベル委員会は、核兵器の非人道性に注目を集め、核兵器禁止条約の成立に貢献したとして、2017年のノーベル平和賞をI C A Nに授賞しました。

### 核兵器の終わりか、私たちの終わりか

2013～14年に開かれた「核兵器の人道上の影響に関する国際会議」では、核兵器がもし今日使われたらというシミュレーションも示されました。科学者らは、仮にインドとパキスタンの間で核戦争が起きれば、その影響は両国における死傷と放射能汚染にとどまらず、地球規模の気候変動（「核の冬」）と食糧の不作（「核の飢饉」）をもたらすと警告しました。

核兵器は、国家指導者の正式決定によってだけではなく、誤認や人為的ミス、事故、さらにはサイバー攻撃によっても発射される可能性があります。それゆえ、核兵器は国家間のバランスの下で安全に制御されるという核抑止論は説得力を欠きます。キューバの核ミサイル危機のとき、核兵器の発射命令は沖縄の基地にまで届いていました。

第二次世界大戦後の人類が核戦争を免れてきたのは、核兵器のもついわゆる「抑止力」が働いたからではありません。その理由の大部分は、運でした。そして幾ばくかの人間の理性、すなわち、誤った発射命令を疑う力や、核兵器を使用してしまえば自国は国際政治上の地位を失うであろうという判断が、核兵器を使わせなかつたのです。このような核のタブーを形成してきたのは、被爆者たちの勇気ある証言と教育活動でした。

しかし、運は、いつか尽きるものです。核抑止力が効いているから大丈夫だと主張する者たちも、実際に抑止が破れて核が現実に使用されてしまったら、誰一人、責任をとることはできません。7年前の福島での原発事故も、起きた後になって「安全神話」が暴かれました。しかし、起きてしまってからでは遅いのです。

朝鮮半島をめぐって軍事衝突がひとたび起きれば、それは容易に核戦争に発展します。それが北朝鮮によるものであれ、米国によるものであれ、核兵器が使用されれば国境や国籍に関係なくこの地域のすべてが破壊されます。私たちすべての生存の命運を、金正恩とドナルド・特朗普という二人の予測困難な人物が握っている、そんな状態をいつまで続けるのでしょうか。私たちは、彼らが会談し、振りかざした大量殺戮の道具を置くことを歓迎しつつ、そのような異常な秩序に取って代わるビジョンを今示さなければなりません。

先に発表された「核態勢見直し」のなかで、トランプ政権は、通常兵器やサイバー攻撃にまで核兵器で応戦するという核の役割の大幅な拡大を打ち出し、小型核など新型核兵器を開発するとしました。核兵器を、より使いやすくするというものです。核兵器をより使いやすくするとより使われにくくなるというのが、彼らの主張です。しかしこれは、詭弁以外の何ものでもありません。それなのに、あろうことか日本の河野太郎外務大臣はこの

ようなトランプ政権の核戦略を「高く評価する」と発言し、その後世論の猛反発を受けました。

私たちは、再びどこかで——それが朝鮮半島であるかもしれません——核兵器が使われてしまってから、核兵器をなくすことを真剣に考え始めるのでしょうか。それとも、核兵器が次に使われるその前に、核兵器をなくす勇気と叡智を持つのでしょうか。ベアトリス・フィン I C A N事務局長が、昨年12月のオスロでのノーベル平和賞授賞式で「核兵器の終わりか、私たちの終わりか、そのどちらか一つが起ります」と述べたことは、そういう意味です。

### 核兵器禁止条約を北東アジア非核化へ

核兵器禁止条約に対して、それは理想論であって、現実の核軍縮には効力を持たないという冷淡な批評をする人たちがいます。そこで、核兵器禁止条約が、朝鮮半島と北東アジアの非核化にどのように具体的に貢献するかについてお話ししたいと思います。

端的にいって、核兵器禁止条約は、北東アジア非核兵器地帯のための有効なツールとなります。北東アジア非核兵器地帯というビジョンは、これまで、日本や韓国のNGOによって長く提唱されてきました。しかし、核兵器禁止条約が成立した今日、新たな地域条約を策定しなくとも、北東アジア諸国が核兵器禁止条約に一斉に加入すればその主要な目的は達せられることになります。

北朝鮮と韓国、日本の3カ国が、核兵器禁止条約に一斉に加入するというビジョンをここで提案したいと思います。

北朝鮮が核兵器禁止条約に加入するには、同国がすべての核兵器の放棄を決定することが前提となります。そのためには、米朝交渉と南北交渉を含む困難な政治的、経済的取引が追求されなければなりません。しかし、北朝鮮がひとたび核兵器の放棄を約束する段階に入ったならば、核兵器禁止条約への加入を促していくことがもっとも理にかなう条件です。なぜなら核兵器禁止条約は、核兵器を保有する国が核兵器の廃棄を決定したならば、適切な申告を行い、国際機関による監視・検証の下で、すべての核兵器と核兵器計画を一定の時間枠の中で不可逆的な形で廃棄する道筋を定めているからです。これらの条項は、かつて原爆を6個製造した南アフリカが、アパルトヘイトの廃止と共に国際社会に復帰する際に核兵器を完全廃棄したプロセスに基づき、それをさらに強化したものです。

核不拡散条約（N P T）が今日も引き続き意義を持つことは確かです。しかし、N P Tは、現在核兵器を持っていない国が核兵器を製造しないことを担保する条約であって、今日の北朝鮮のように、核兵器を保有するに至ってしまった国の核武装解除を定めたものではありません。そのような核武装解除の道筋と、再核武装を許さないための保障措置を、核兵器禁止条約は初めて定めた多国間条約です。

さらに、核兵器禁止条約は、一部の国に特權的地位を認めるといった、N P Tに見られるような差別性がありません。普遍的な核の禁止と廃絶を定めた条約です。それゆえ、北朝鮮が非核化を決定したならば、その国家的自尊心を傷つけることなく、条約に加入することができます。自分たちは核放棄を英断した、米国や中国もそれに続くべきであると高らかに主張することができるのです。

### 日韓が核兵器禁止条約に加入する意義

一方で、日本と韓国が核兵器禁止条約に加入すれば、両国は第一に、自国領内（米軍基地を含みます）に核兵器が置かれていなことを法的拘束力のある形で担保することになります。第二に、両国は、いかなる場合も核兵器の使用を援助・奨励しないという法的義

務を負います。すなわち、日本と韓国は米国との軍事同盟関係にありますが、米国が核兵器を使用することについては決して援助・奨励しないと約束することになるのです。これらは、朝鮮半島を含む北東アジアにおいて核戦争が起きるリスクを現実的に大幅に低減させるものです。北朝鮮の観点から言っても、安全保障上の魅力を感じるでしょう。

日本の場合、核兵器を作らない、持たない、持ち込ませないという非核三原則が「国是」であると説明されていますが、それは憲法上明記されていませんし、法的拘束力はありません。歴代日本政府の解釈によれば、憲法9条の下でも「必要最小限度の範囲内」であれば、核兵器の保有や使用は、理論的には憲法に違反しない、しかし非核三原則があるので「政策的に」核兵器を保有しないという選択をしていると説明されています。さらに、核兵器搭載艦船の通過・寄港は黙認するという密約が米政府との間で今も生きています。最近では、日本の政府高官が「沖縄への核の再配備」に関心を示す発言を米国側にしていたという報道が出ています。こうした危険性を取り除くために、日本が核兵器禁止条約に加入して、その非核地位を国際法上の義務とすることが重要です。

もちろん、日本や韓国の伝統的な安全保障の論者は、そのような政策は米国の「核の傘」に頼る政策と矛盾するとして反発するでしょう。しかし「核の傘」といえば防衛的な語感がありますが、その本質は、核兵器の使用を援助・奨励することにほかなりません。米国と安全保障上の協力は行うが核兵器というオプションは排除するという道は、可能です。かつて1980年代にニュージーランドはそれを選択し、今日に至っています。同盟国であっても、100パーセントすべてに同意することはないのです。15年前、フランスやドイツはイラク戦争の開始について同盟国たる米英を強く批判しました。

今日、ノルウェーやイタリアなど、NATO（北大西洋条約機構）加盟国との間で、米国との同盟関係を維持しつつ核兵器禁止条約に加入するという可能性についての調査が開始されています。日本や韓国の政府・議会も、そのような調査に着手すべきです。

## 北東アジアの持続的な平和に向けて

もちろん、非核化の合意は、単に、南北朝鮮と日本という3カ国のみでできるものではありません。それと同時に、米国による敵視政策の終了、体制の保証、平和協定の希求、軍事演習の抑制、経済的取引等、包括的な交渉が必要です。中国による、核軍縮の前進を含む建設的な役割もまた、必要となります。それでも、核兵器禁止条約に3カ国が一斉に加入するというビジョンは、これから始まる対話プロセスにおける重要な政策目標の一つとして掲げられるべきです。非核化は、2005年9月の六者協議共同声明が掲げた「北東アジアにおける持続的な平和と安全」の不可欠の要素です。

## 広島・長崎と歴史認識

日本の平和運動が非核化の重要性について広島・長崎の文脈で語るとき、近隣諸国民から冷ややかな反応があることを私は十分に承知しています。歴史問題の未解決が、核兵器の非人道性の認識が北東アジア諸国に定着するのを妨げる一因になってきたことは、残念な現実です。

ピースボートは、広島・長崎の被爆者たちと共に世界を回って核兵器の非人道性を各地で語る取り組みを続けてきました。しかし、日本の人々による広島・長崎の物語や反核・平和の訴えに対して、それをいうなら日本による植民地支配や侵略戦争の加害の歴史はどうなるのかという反発が返ってくることは珍しくありません。

これに対して日本の平和団体は、これは単に日本が受けた被害について訴える活動ではない、と応答してきました。被爆者の苦しみを世界の他の誰にも味わわせないために核兵

器の廃絶を訴えているのだと。実際、これらの活動には、数多くの在韓被爆者の方々や、世界中の核実験被害者らも参加しています。日本の被爆者の中には、広島・長崎だけではなく、その後太平洋で繰り返された核実験によって放射性降下物を浴びた遠洋漁業の漁師たちもいます。彼らは、マーシャル諸島やタヒチの島民たちが受けてきたのと同じ被害に苦しんでいます。核兵器は、国境を越え、人間と環境を傷つけ、あらゆる命を脅かすものなのです。

なお数カ月前、複数の国際メディアが、北朝鮮における核実験被害者が抱える健康被害の問題について報道しました。こうした調査にも、私たちは注目していかなければなりません。

それでも、かつて日本によって苦しめられてきた国人には、広島・長崎を平和のシンボルとして受け入れることができないという気持ちが根強くあると思います。これはやむを得ないことです。だからこそ日本の平和運動は、自国内で猛威をふるう歴史修正主義に対処すべく全力を傾ける必要があります。

歴史問題を、相手の国家に悪の烙印を押し、自身の国家の正当性を主張するためのゲームの道具にしてはなりません。過ちを二度と繰り返さないための、共通の誓いと行動指針にしなければなりません。そうでないと、過去において相手が犯した過ちを、次は自らが繰り返してしまうかもしれませんからです。世界で唯一、核戦争の惨害を経験した北東アジアで、核兵器の正当性を掲げる軍拡競争が起きていることは、そのことを物語っています。

## 日本の平和憲法を守り生かす

こうした文脈の中に、日本の平和憲法を守り生かす運動の真の意義があります。

安倍晋三総理大臣をはじめとする日本の改憲勢力がもくろむ憲法9条改定論には、2つの次元があります。一つは、日本がこれまで辛くも維持してきたシンボルとしての平和主義に公然たる変更を加えること。もう一つは、日本の自衛隊の行動範囲や自衛権の範囲内として許される武力行使について、実質的な拡大を図ること。この2つが、ナショナリストの衣をまとった政治家や識者らの言説と、米政府の戦略上のもくろみとが折り重なる形で、使い分けられながら、追求されてきました。

昨年以来、安倍首相自身は、自衛権の今以上の範囲拡大は将来的な目標として抑制しつつ、当面は、シンボルの変更を優先することを目指しています。それが、首相が提唱するところの、憲法9条1項、2項を残したまま自衛隊について追記するという案です。彼らは「実質は変えない、シンボルを変えるだけである」と主張します。しかし、シンボルの変更は、明確な対外的メッセージとなって、この地域の相互不信を悪化させ、軍備競争の火に油を注ぐでしょう。

今年の年初までは、この案を軸に早ければ年内に改憲の発議、来年に国民投票といったスケジュールが語られていました。しかし、最近の森友学園をめぐる政治スキャンダル

(戦前復古調の教育を行う学校の建設に、政府が国有地を破格の安値で提供し、その不正行為に首相夫人や政治家の関与が疑われている事案) によって、このスケジュールは後ろ倒しになることを余儀なくされる可能性が出てきました。いずれにせよ、スケジュールがどうであれ、これら政治勢力による憲法9条無効化の試みは続くでしょう。

## 地域共通の平和の価値を確立するために

私たちは、北東アジアの諸国民が共有できる平和の価値を確立しなければなりません。

日本の場合、憲法9条による不戦の誓いと、広島・長崎の体験に基づく核兵器廃絶の訴えが、平和の価値を体現する土台あるいは指針として機能してきました。これが、韓国を

はじめとする近隣諸国民によって、形を少しずつ変えることはあっても、それぞれの社会規範や国家政策に生かされることを期待しています。

日本の憲法9条には、世界大戦の反省の上に立ち、戦争そのものを違法化して、武力による威嚇や武力の行使を行わないとした国連憲章の原則が反映されています。北東アジアにおいて、この原則の再確認、再確立は今日、きわめて重要な課題です。

それでも国家はたえず「自衛権」の名の下に、事実上の戦争準備能力を蓄えようとしています。日本における改憲策動は、この一形態です。これに対して私たち平和を希求する市民社会は、協働して、国家の暴走を止めなければなりません。その歯止めとなる共通の基準を、この地域に確立する必要があります。日本政府は、核兵器さえも憲法上自衛権の一部と見なしうると解釈していることは、既に述べたとおりです。そのような発想は、国家の生存のためには核兵器が正当化されると主張する北朝鮮政府と本質的にどこが異なるのでしょうか。こうした発想は、私たちを軍備競争の悪循環に追いやるだけです。私たちはこうした発想を決然と乗り越え、共通の平和を希求しなければなりません。

非核化は、この地域が共通の未来を構想する上で、重要な価値基準になります。仮に国家に生存権や自衛権があるとしても、無差別大量殺戮兵器を保持しこれで人々を脅す権利はどこにもないはずです。1991年、南北朝鮮は国連に同時加盟した際に、非核化共同宣言を行いました。同様に、いま新たな対話が始まろうとしているとき、北東アジアの平和秩序の不可欠の要素として、地域の非核化が掲げられなければなりません。核兵器禁止条約は、そのための重要な手がかりを私たちに与えています。このことを、これから始まる朝鮮半島における平和協定の重要な一要素と位置づけるべきであることを強調して、私の報告を終えます。

ご静聴ありがとうございました。